

西第二間鳥居障子上、同垂御簾。

〔も、しき〕清凉殿

母屋東西鳥居障子五間 各絹張、紺青引、極彩色、本文之通。

土佐土左守光貞

北一ノ間 同二ノ間 同三ノ間 同四ノ間 同五ノ間

東廂南面大唐戸

同

鳥居障子一間、極彩色、各畫之上色紙形アリ、鳥居障子之上、小壁張附、各絹紺青引、極彩色、本文之通。

〔躬恒集〕同延十六年九月廿二日、近江介のせうそくに、法皇明日石山に御幸あるべし、いとまあ

らばけふ中にくべしと云々、仍まかりたれば、屏風障子あり、これに所々のおもむきを題す

べきとあれば、よのうちにかくべし、其題も汝かけとあり、いなふれど□□□あればかき侍

りぬ、略

いづみにてまづみはてぬと思ひしをけふぞあふみにうかぶべらなる

〔類聚雜要抄調二〕御装束行事略

永久五年七月二日、關白忠實右大臣殿忠實右大臣恐大臣時、移御鴨居殿障子帳、東西遣戸障子、

有各引物、南面立脇障子、在引物、後押障子、

〔明月記〕嘉祿三年元安貞四月五日、高野老僧以木筆書墨繪詔遣障子、昨日持來由有命、障子被張唐

綾筆勢實以珍重、見了參東殿云々、

〔撮壤集中〕腰障子

〔安齋隨筆後編十四〕一昔の腰障子は、人のつくばひて影の見へざる程に、こし高かりしなり、今の

こしひくき障子は、古田織部の物數寄にて、近代の作也、